

委員名簿・検討経過等 資料

・豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会 委員名簿

選出機関・団体名	氏 名	備 考
学識経験者	委員長 古川 孝 順 (東洋大学大学院社会学研究科教授)	
	副委員長 渋谷 秀 樹 (立教大学大学院法務研究科教授)	
	長 沼 豊 (学習院大学教職課程助教授)	
教育機関	小学校校長会 金子 明 (駒込小学校校長)	(平成15年12月～平成16年4月)
	算 進 (池袋第五小学校校長)	(平成16年5月～)
	中学校校長会 細野 道夫 (道和中学校校長)	(平成15年12月～平成16年3月)
	飯島 光正 (道和中学校校長)	(平成16年4月～)
関係団体	民生委員・児童委員協議会 武藤 節子 (池袋西地区主任児童委員)	
	保護司会 金井 崇 (巣鴨分区長)	
	青少年育成委員会連合会 石井 幸子 (第2地区青少年育成委員会会長)	
	小学校PTA連合会 小野寺 茂 (池袋第二小学校PTA会長)	(平成15年12月～平成16年5月)
	吉野 勝宏 (駒込小学校PTA会長)	(平成16年6月～)
	中学校PTA連合会 山中 久子 (千早中学校PTA会長)	(平成15年12月～平成16年5月)
永澤 理砂 (西巣鴨中学校PTA会長)	(平成16年6月～)	
公募区民	大和田 叙 奈 (一般公募委員)	
	木川 るり子 (一般公募委員)	
	浜 千加子 (一般公募委員)	
職 員	吉村 正久 (教育委員会指導室長)	(平成15年12月～平成16年3月)
	阿部 卓 (教育委員会指導室長)	(平成16年4月～)
	吉末 昌弘 (子ども家庭部子育て支援課長)	

・豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会における検討の経緯

回	日 程・場 所	主な議題と検討項目
1	平成 15 年 12 月 12 日（金） 午後 3 時 15 分～5 時 15 分 庁舎第二委員会室	委員委嘱 策定の概要 豊島区子ども白書について
2	平成 16 年 1 月 16 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	条例の全体像の検討 聞き取り調査について
3	平成 16 年 2 月 20 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	講義「子どもの権利」史素描 聞き取り調査について
4	平成 16 年 3 月 19 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 40 分 庁舎第二委員会室	講義「権利と義務・責任」 豊島区の子どもの取り巻く現状と課題 聞き取り調査の報告（中高生）
5	平成 16 年 4 月 21 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 40 分 庁舎第二委員会室	条例全体の構成について 豊島区の子どもの取り巻く現状と課題 聞き取り調査の報告（おとな）
6	平成 16 年 5 月 21 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 40 分 庁舎第二委員会室	前文の構成と内容について 総則について 聞き取り調査の報告（小学生）
7	平成 16 年 6 月 9 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第一委員会室	総則について 子どもの権利の内容について 聞き取り調査の報告（小・中学校教諭）
8	平成 16 年 7 月 7 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎議員協議会室	起草部会の報告（前文案） 権利保障の方法・主体について 聞き取り調査の報告（子ども家庭支援センター保護者他）
9	平成 16 年 9 月 22 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 生活産業プラザ会議室 1・2	起草部会の報告（総則案、権利の内容案） 聞き取り調査の報告（中高生、幼稚園・保育園職員他）
10	平成 16 年 10 月 19 日（火） 午後 6 時 30 分～8 時 40 分 庁舎第二委員会室	起草部会の報告（権利保障の方法・主体案） 中間のまとめ案について 子どもの権利の制度・施策について
11	平成 16 年 11 月 16 日（火） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	起草部会の報告（権利の普及案、子どもの参加案） 中間のまとめについて
12	平成 16 年 12 月 8 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	起草部会の報告（権利の救済案、施策の推進案） 中間のまとめ説明会でのご意見について
13	平成 17 年 1 月 14 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	条例素案の検討、協議 中間のまとめ説明会でのご意見について
14	平成 17 年 2 月 1 日（火） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	条例素案の検討、協議 報告書の検討
15	平成 17 年 3 月 9 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 庁舎第二委員会室	条例素案の検討、協議 報告書の検討、内容整理

・起草部会 委員名簿

選出機関・団体名	氏 名	備 考
公募区民	大和田 叙 奈	
	木 川 るり子	
	浜 千加子	
学識経験者	古 川 孝 順	検討委員会 委員長
	洪 谷 秀 樹	検討委員会 副委員長
	長 沼 豊	

・起草部会における検討の経緯

回	日 程・場 所	主な議題と検討項目
1	平成 16 年 5 月 29 日(土) 午後 4 時 30 分～6 時 / エポック 10 談話室	起草部会の進め方について
2	平成 16 年 6 月 15 日(火) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 4 会議室	前文案について
3	平成 16 年 6 月 29 日(火) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 4 会議室	前文案について
4	平成 16 年 7 月 13 日(火) 午後 6 時 ～8 時 / 区民センター第 7 会議室	前文案について 総則(目的)案について
5	平成 16 年 7 月 27 日(火) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第三会議室	総則(定義、責務)案について
6	平成 16 年 8 月 3 日(火) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 3 会議室	総則(定義、責務)案について
7	平成 16 年 8 月 24 日(火) 午後 5 時 30 分～7 時 30 分 / 庁舎第 4 会議室	権利の内容案について 方法・主体案について
8	平成 16 年 9 月 9 日(木) 午後 6 時 ～8 時 30 分 / 庁舎第 2 会議室	権利の内容案について
9	平成 16 年 9 月 28 日(火) 午後 6 時 ～8 時 30 分 / 庁舎第 2 会議室	方法・主体案について 条例全体の構成について
10	平成 16 年 10 月 12 日(火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 / 庁舎第 3 会議室	方法・主体案について
11	平成 16 年 10 月 26 日(火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 / 庁舎第 2 会議室	中間のまとめ案について
12	平成 16 年 11 月 26 日(金) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 2 会議室	権利の救済案について 施策の推進案について
13	平成 16 年 12 月 6 日(月) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 4 会議室	権利の救済案について 施策の推進案について
14	平成 17 年 2 月 17 日(木) 午後 6 時 ～8 時 / 庁舎第 2 会議室	条例素案の検討、協議

## ・聞き取り調査の実施

期 間：平成 16 年 2 月から 7 月

回 数：子ども対象 19 回 173 人 参加委員 述べ 26 人  
おとな対象 28 回 304 人 参加委員 述べ 40 人  
合 計 47 回 477 人 参加委員 述べ 66 人

協 力：

(子ども) 区立中学校、私立中高等学校、都立高等学校、児童館利用児童・中高生

(おとな) 主任児童委員部会、保護司会、青少年育成委員会、小学校 PTA 連合会、中学校 PTA 連合会、子ども家庭支援センター保護者、小学校生活指導主任教諭、中学校生活指導主任教諭、教育センター相談室、小学校養護教諭、スクールカウンセラー、子どもの人権専門委員、私立幼稚園園長・教諭、公立幼稚園主任教諭、私立保育園園長、区立保育園保育士、認可外保育室保育士、児童館職員、母子生活支援施設保護者、母子生活支援施設職員

## ・中間のまとめ説明会の実施

期 間：平成 16 年 11 月から平成 17 年 2 月

協 力：民生児童委員主任協議会、保護司会、青少年育成委員会、小学校 PTA 連合会、中学校 PTA 連合会、西池袋地区子育てネットワーク、家庭教育推進委員、教育委員会、校長会、私立中高等学校、私立幼稚園園長会、公立幼稚園主任会、公立保育園園長会、私立保育園園長会、児童館館長会等

## ・その他

### < 子どもワークショップ >

日 程：平成 16 年 7 月 22 日、23 日、8 月 23 日、24 日、25 日

参加者：17 名

内 容：子どもの権利条約の理解と、ポスター製作

### < 子どもの権利パネル・ポスター展 >

・パネル展 日 程：平成 15 年 11 月 10 日から 14 日

場 所：区役所庁舎 1 階ロビー

・ポスター展 日 程：平成 16 年 9 月 6 日から 11 日

場 所：区役所庁舎 1 階ロビー（11 日のみ 区民センター文化ホール）

### < 高校生公開ディベート >

第 1 回 平成 15 年 11 月 29 日 区民センター文化ホール

参加者 230 名

論題：「高校生は子どもの権利より責任を優先すべきである。是か否か」

「日本は『子ども総合省』をつくるべきである。是か否か」

第 2 回 平成 16 年 9 月 11 日 区民センター文化ホール

参加者 210 名

論題：「日本は選挙権を 18 歳に引き下げるべきである。是か否か」

「日本は子どものインターネット利用を制限すべきである。是か否か」

## 豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会設置要綱

平成 15 年 11 月 11 日  
区 長 決 裁

### （設置）

第 1 条 児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）の理念を具体化し、子どもの権利保障のための施策の根拠となる条例の策定に向けて諸問題を検討するため、豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ）子どもの権利条例（仮称）の検討に関すること。
- （ 2 ）その他委員会が必要と認めること。

### （委員）

第 3 条 委員会は、次に掲げる 15 人以内の委員をもって構成する。

- （ 1 ）学識経験者
- （ 2 ）区内に在住、在勤又は在学の者
- （ 3 ）教育機関関係者
- （ 4 ）関係団体役員等
- （ 5 ）区職員

### （委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### （運営）

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### （庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども課において処理する。

### （委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。